

源氏物語と五節の舞姫（補遺）

藤 本 勝 義

〔キーワード〕 「少女」巻、舞姫献上者、光源氏の舞姫、夕霧の懸想、筑紫の五節と惟光娘

一 拙稿の補遺について

本稿は、先ごろ掲載した拙稿「源氏物語と五節の舞姫―『少女』巻における惟光女の舞姫設定をめぐって―」（注一）にて、時間等の関係で述べ尽くせなかったことを、できるだけ早く記し示す必要もあり本紀要に認めた次第である。

まず前稿での内容を簡略に示しておきたい。「少女」巻での新嘗祭の五節儀で、舞姫をそのまま宮仕えさせるといふ冷泉帝の仰せ言が出された。このことは大嘗祭だけに許されたもので、史実では全く見られないことであった。これによつて「少女」巻では、舞姫献上に競い合いと華やきが生じたが、これは、養女の立后を核とする光源氏一族の輝かしい栄華と関わるものであり、それへの彩りを添えるものでもあった。しかし、舞姫自体は名譽あるものではなく、人目に晒され、さしてよい結婚が望めるわけでもなく、自分の娘を舞姫として貢進することを嫌がるのが普通であった。ただし五節儀は、天皇・皇室を寿ぐ重要な宮中行事であり、冷泉王朝とそれを支える光源氏一族の繁栄に密着するものではあった。また、「少女」巻での五節儀後の宮仕えは、そのまま帝の御寝に侍するものではなかった。光源氏が公卿分として舞姫を出し、それが惟光の娘であることは、源氏物語の恋物語に関わつて重要な意味をなしていた。そこには、

数多い光源氏の女君たちの中で、その厚遇から抜け落ちて、未婚のまま生涯を送ろうとする筑紫の五節に、この惟光女が肩代わりされるかたちで、高級女官である典侍になるとともに光源氏御曹司の夕霧室として、舞姫としては破格の恵まれた人生を歩んでいくという、一種の返報の論理が流れていると考えられたのである。一方、史実としての舞姫献上者には、蔵人頭・蔵人経験者が圧倒的に多く、特に一条朝の蔵人頭二十人のうち特別な事情のない者は、ほぼ全てが舞姫を貢進しているのである。これは、彼らが率先して選ばれていることを意味する。舞姫献上者の選定は帝主導でなされるもので、帝の側近である蔵人頭・蔵人らが関わって人選するものと考えられ、五節儀の意義を理解する彼らが献上者の大多数を占めるのも肯けるのである。「少女」巻でも、若い冷泉帝に蔵人頭らが進言して決められたものと思われる。むろん光源氏の意向も汲み取ったであろう。

二 五節舞姫貢進者の決定権

かような拙稿とは別に三上啓子氏は、五節舞姫の献上者の決定権が時の権力者にあり、献上は新任の参議等上達部がなすことが決まっていたという考えを出されている（注二）。その献上者を表示し、当年の参議以上の任官者や前年任官者、さらに当年・前年の叙位者にもそれぞれ印をつけている。

しかし先ず、決定権が権力者にある点に問題がある。三上氏は、それを示す史料として『小右記』の永祚元（九八九）年九月十九日条にある、摂政・藤原兼家が実資に舞姫を献すべきことを告げている点をあげている。しかし、この文章にあるが、兼家は実資に「密かに」告げているのである。決定権は帝にあるが（このことは前稿で詳述）、当代の一条帝はこの時まで十歳に過ぎず、兼家が蔵人頭などと相談してある程度の差配するのは仕方のないことであろう。だからといって決定権が権力者にあったとはいえないのである。三上氏は引いていないがこの九月二十一日条で

は、藏人の藤原扶義が一条帝の勅命を実資に伝えており、五節儀は皇權の神秘性・不可侵性とも関連する天皇・皇室の存在意義にも関与する重大な宮廷行事なのであり、あくまで帝が主導権を握る性格のものである。同じ一条帝の長保元（九九九）年十月一日条（『権記』）では、藏人頭の藤原行成が帝に召され、五節の事を相談されていて、舞姫献上者の名前が出ている。そこに左大臣・道長の影はないと言つてよい。前稿で述べたので繰り返さないが、道長でさえ舞姫貢進者であることを藏人頭から伝えられている時もあるくらいである。

尚、三上氏は永祚元年の例以外に、万寿二（一〇二五）年九月の道長の介在も指摘しているが、ここは藤原摂関家の傀儡政権であるまだ十代の後一条帝に替わり、道長が差配しているところであろう。しかし、先の永祚元年の例から三十六年後の、しかも源氏物語成立からだいぶ時が経った事例をあげるところに、かえって、他に都合のよい史料のないことが分かるのである。

三 舞姫貢進者の条件

(3)

次に問題となるのは、新任の上達部が献上者になることが決められていたとする点である。先の永祚元年九月二日条に「今年必依可献也」とあり、三上氏は藤原実資の舞姫献上が決まっていたと見ている。確かに実資はこの年の二月に参議として任官しているし、如上の摂政・兼家から実資への言葉があった。しかし、既に三善清行が『意見十二箇条』（注三）で記しているように、大嘗祭の折を除いて（つまり新嘗祭の時）貴族たちは舞姫を出すのを辞退しがちであった。大嘗祭では貢進された舞姫は皆、叙位に与れるが新嘗祭ではそれがなく、しかも献上にはかなり財力も要求されるので、尻込みするのは当然ともいえた。だから、自ら進んで献上する者が出ない以上、しかも帝が幼少ならなおさら、藏人頭・藏人らが権力の座にある者と相談して事を進めざるを得ない場合はあろう。永祚元年の例はこのことが当

てはまると言えよう。当然、新任上達部という慶賀に値する者に、そのお鉢が回るのはいかにもありそうなことである。彼らは断りにくい状況にあるわけだから。

さらに大きなことは、新任者が必ず舞姫を献上しているかという点、そうとはいえない場合が少なくないのである。さらに三上氏は、五節舞姫献上者として、当年や前年の「叙位」した者の名前を挙げているが、どのような根拠によるのか明らかにしていない。「叙位」も献上者の資格と考えておられるのだろうか、これは、新任者以上に例外が多く、ほとんど意味をなさないと云ってよい。

例えば円融天皇の永観二年に、内大臣（権大納言の間違いであろう）・藤原朝光と中納言（これも参議の間違い）・藤原佐理を出しているが、『公卿補任』によれば朝光が正月七日に従二位から正二位へ、佐理が八月九日に正四位下から従三位へ位階が上がっている。この理由で舞姫献上者選ばれたとしているのだが、この裏付け史料が出されていない。叙位だけでなく他にもいくらでもある。例えば同年の佐理と同じ八月九日に、権中納言・藤原保光が従三位から正三位に上がっているし、同日に参議・藤原為輔がやはり従三位から正三位に位階が上がっているのである。なぜこの二人ではなく、先の二人が舞姫献上者となったのであろうか。この説明は全くされていない。おそらく、献上者の二人がただ叙位に与かっていた、という理由だけであろう。

四 舞姫貢進者の問題点

以下、これらの問題となる事例を、三上氏が掲げた表の年次に沿って具体的に見ていきたい。

○永祚元年二月二十三日に権大納言から内大臣となった藤原道隆や、同日に権中納言から権大納言に昇進した藤原道兼、さらには参議から権中納言に昇進した源伊陟ではなく、前年の永延二年に非参議から権中納言に任官した藤原道

長を献上者としていのはなぜであろうか。なぜ当年に昇進した三人ではなかったのか、この理由も不明である。こういう説明を三上氏は一切していない。

○正暦元年に左大臣・源雅信が献上しているが、前年・当年とも新任でも昇進でもないのになぜかもわからない。また、当年五月十三日に新任参議となつた藤原道頼や、八月三十日に非参議となつた藤原有国ではなく、前年に正四位下から従三位となつただけの参議・藤原時光が献上者となつたのはなぜか。これも不思議であり、三上氏の論では説明がつかないのである。

○長徳元年 献上者は、権大納言から右大臣となつた藤原道長、中納言から大納言となつた藤原公季、新参議の源俊賢の三人となっている。しかし当年は、疫病によつて上達部が多数死去したことで知られる年であり、死者を除いて、昇進した者は何人もいたのである。中納言から権大納言となり六月十九日に大納言に転じた藤原顕光、同日に権中納言から中納言に上がった源時中と藤原懷忠、非参議から中納言に特進した藤原隆家、さらに八月二十八日に参議から権中納言になつた藤原実資の五人を数えることができる。彼ら計八人の中から三人の献上者が選ばれたのはなぜなのか。他の五人の中から選ばれなかったのはなぜかなど疑問も多いが、三上氏の御論からは何もわからないのである。

○長徳四年 前年に大納言から内大臣に上つた藤原公季が献上しているが、他に中納言から大納言になつた藤原道綱、中納言から権大納言になつた藤原懷忠、参議から中納言になつた藤原時光がいるのに、なぜ公季だけが献上なのかはやはり不明である。

○長保元年 新任の参議などはいない年。しかし位階に関しては、舞姫を献上した中納言・藤原実資を除いても、正月七日に参議・藤原公任が正四位下から従三位に、同・藤原齊信が月日は不明だが従四位上から正四位下に上がっている。にもかかわらず、官職・位階ともに一昨年、昨年と変わらない大納言・藤原道綱が献上しているのはなぜであろうか。

○長保二年 この年も新任参議等はいないが、位階が上がっている者は何人もいる。しかしこれも、官位が全く前年と変わっていない中納言・藤原時光と参議・藤原懷平の二人が献上しているのも説明がつかない。正月に、右大臣・藤原顕光が従二位から正二位へ、大納言・源時中が正三位から従二位へ、中納言・平惟仲が従三位から正三位へとそれぞれ上がっているのである。

○長保三年 この年は内裏焼亡により五節舞などは停止となった。ただその前に、三人の新任中納言・参議が献上者に選ばれている。しかしやはり、他に新任上達部がいるのである。八月に、権大納言から大納言へ上がった藤原懷忠、中納言から権大納言になった藤原実資、参議から権中納言になった藤原齐信である。なぜこちらの三人ではなかったのか、やはり疑問である。

○長保五年 三上氏は、この年藤原隆家が権中納言に再任されて、舞姫を献上したとしているが、隆家の前中納言から権中納言への再任は、『公卿補任』によれば、前年の長保四年となっている。三上氏は何に基づいて長保五年としたのか、史料名を記さないのも不明と言うしかない。もう一人の献上者である参議・藤原行成も当年叙位として、それにより献上者選ばれたとお考えのようだが、従三位から正三位に上がったのは十一月五日であり(他にもこの日に位階が上がった者は、藤原懷平、菅原輔正、藤原忠輔、平親信がいる)、五節定めは遅くとも十月には行われるので、叙位による献上者と行成を結びつけるのは無理がある。叙位では、権大納言・藤原実資が二月二十六日に従二位から正二位へ、大納言・藤原懷忠が正月七日に正三位から従二位に、中納言・平惟仲が正月七日にやはり正三位から従二位に上がっている。これらが献上者となっていない理由も説明がつかない。

○寛弘元年 この年正月二十四日に参議から権中納言に昇った源俊賢がいるのに、なぜ俊賢ではなく、新任でもなく叙位にも与っていない藤原有国が献上しているのかの説明もない。

○寛弘四年 この年も全く昇進等のない源俊賢が今度は献上している。他に昇進者はいないが、叙位は参議以上で三人

いるし、非参議も一人いる。正月二十日に、権中納言・藤原隆家が正三位から従二位に、参議・藤原行成が正三位から従二位に、参議・源経房が正四位下から従三位に、さらに非参議の平親信が正三位から従二位に上がっている。三上氏の考え方からすれば、源俊賢ではなく、彼らの誰かが献上してもいいことになる。ところでこの年の献上者の名前として、三上氏は俊賢一人をあげている。しかし何の史料に基づいたものなのか不明である。私は『権記』寛弘四年十一月十四日（中の丑の日―新嘗祭）条に、行成が近江守・藤原知章の許へ牛車を遣わせているところから、他にも同様の例があり、少なくとも知章は五節舞姫を献上していると考えたのだが、あるいは行成自身が献上者で、近江守の娘を差し出させたのかも知れない。しかし、寛弘元年に公卿分ではなく殿上分として、既に近江守であった知章が献上者となっていた（ただし知章は美福門造宮のため献上が停止され、替わりに摂津守・藤原説孝が献上した）。ゆえに寛弘四年も、殿上分としての献上かと考えた。ともあれ、この年は、俊賢と知章の二人が献上したとすれば、あと二人が献上したはずだから、如上の四人のうち二人が献上したとしても、あと二人はいるわけだから、やはり俊賢が献上した理由がどこにあるのか説明される必要はあろう。

○寛弘八年 大嘗祭の年だが、冷泉上皇崩御により停止された。決められていた献上者は、全て官職・位階とも昇級がないので、これもなぜ指摘された三人なのか不明である。

五 光源氏の舞姫貢進

三上氏はこの後も長暦三（一〇三九）年まで表示していく。しかし、源氏物語に絡ませて論を展開するのに、その成立後の約三十年の例を分析する必要はなからう。

このように見てくると、新任の上達部が舞姫を献上することになっていたとする考え方は、そのままは認めるわけに

はいかなくなるのはつきりする。何人も新任者がいる時、どのような基準で献上者が選ばれているのが不明であり、新任者以外も献上しており、必ずしも新任上達部が舞姫を献上することになっていたとは言えないことがわかる。むろん、なり手のいない献上者ゆえ、上達部に栄進した者に割り当てるのは考えられることではある。

前稿で詳述し本稿でも触れたように、献上者は必ずしも新任上達部ということではなく、むしろ、蔵人頭の経験者が優先的に選ばれる仕組みがあったと言うべきであろう。むろん蔵人頭経験者は非常に多いので、彼らが全て舞姫を献上するわけではない。しかし如上、縷々指摘してきたように、例えば三上氏の論理では新任や叙位ということで献上者となってもおかしくない長徳元年や長保二年の源時中や寛弘四年の平親信などは、記録にある限り一度も献上者となっていないのである。その理由の一つに、彼らには蔵人頭の経験がないということがあったと考えられるのである。

次に、光源氏が舞姫を貢進したことについて触れておきたい。太政大臣になった年の献上ということで、三上氏は新任ゆえと見ているが、史上、摂政などを兼ねない太政大臣は名誉職の性格が強く、他の上達部と同様に扱うことにも疑問を感じる。なによりも三上氏の表では、源氏物語成立以前に太政大臣が舞姫を献上した例を一例も挙げていない（ただし文章中に一例指摘している）。記録上指摘できる献上者は、私の表では延喜十九（九一九）年から約百年の間で、わずかに一例のみである。それは天慶八（九四五）年の太政大臣・藤原忠平の例（『貞信公記』）である。しかし、忠平はその年や前年に太政大臣になったわけではない。献上した年より九年も前の承平六（九三六）年八月十九日に任じられているのである。唯一のこの例を無視して、光源氏は新任太政大臣ゆえに舞姫を献上したとするのはいかがなものであろうか。

光源氏の献上とそれが惟光女であることは、源氏物語の展開上不可分のものなのである。光源氏の献上は、冷泉帝御代を寿ぐ五節儀の華やぎを弥増することになる。しかし、より重要なのはむしろ惟光女が存在と見えよう。惟光は娘を舞姫に献上することを嫌がっていた。光源氏のために、その公卿分として差し出すことでさである。まして惟光が自

ら献上するなどほとんど考えられなかったのである。光源氏のために惟光女が舞姫となり、彼女に夕霧が関わっていくという展開のためにも、光源氏の献上という筋立ては必要であつたのである。これらについても既に前稿で詳述しているのでこれ以上は省略したい。

六 舞姫への夕霧の懸想

最後に、夕霧が惟光女と関わっていく展開について、夕霧が舞姫と通じることになれば、帝へのタブーを犯すことになるという考え方を問題視したい。といっても、この問題も既に前稿で詳述しているし、「少女」巻で、舞姫を皆そのまま宮中に留めるということが、決して帝との共寝を意味してはいないことも、もうこれ以上は繰り返さない。ここでは違う視点からの論を援用して拙論を補強したい。それは和歌の方法を切り口とする門澤功成氏の論考（注四）である。

夕霧は、五節舞姫である惟光女を見て懸想し、歌を詠みかけた。

「あめにます豊岡姫の宮人もわが心ざすしめを忘るな

みづがきの」とのたまふぞうちつけなりける。

（新編日本古典文学全集『源氏物語』少女巻六一頁）

（9）

門澤氏は、この歌の本歌である「みてぐらは我がにはあらず天にます豊岡姫の宮のみてぐら」（拾遺和歌集・神楽歌）について、我と懸け離れた豊岡姫の幣の神性を歌う神楽歌を引用するのは、自分（夕霧）と懸け離れた存在としての五節舞姫を捉え、惟光娘との隔たりの大きさを強調した表現と見ている。必要以上に強調しているとも述べている。

また門澤氏は、実際に五節舞姫に懸想した私歌集等の用例を検討し、表現に類型的な面が見られる点などを指摘して、五節舞姫に懸想することは、破つてはならない禁忌を犯すといったものでもなく、恋の類型としてごくありふれた設定と考えている。舞姫への懸想の歌が思つたより多くあり、説得力のある考察になっていると思われる。塚原明弘氏が五節舞姫と通じることが「帝へのタブーを犯すことになる」(注五)と捉えていることに対して、それよりむしろ、大人の世界の意向を過剰に気にする夕霧の幼さが強調されていると考えている。高級女官である典侍となり、将来、夕霧の子を多く産み、側室として寵愛されるとともに、夕霧ひいては光源氏一族の繁栄に寄与する惟光女との出会いは、雲居の雁との恋愛同様に不器用な展開を見せていた。しかし、光源氏の過去の舞姫―筑紫の五節とのやり取りが「少女」巻で刻まれることによって、夕霧と惟光女との恋物語の新たな展開の可能性が定着していると言つてよい。

この時の夕霧はまだ十二歳に過ぎず、恋においても幼さが目立つ。一方、まめ人でありながら、いかに仲を引き裂かれた雲居の雁との問題があるにせよ、舞姫に執着し懸想する姿は夕霧像から逸脱している印象を受ける。無理をしているといった感じがするのである。まめ人・夕霧の惟光女への執着はやや異常であり、ほとんど恵まれた結婚への道を歩めない舞姫からすれば、夕霧・五節舞姫との結合と、彼女の破格の待遇は、既にレールが引かれていたと考えてよからう。それは、既に遠い過去となり、成ることの決していない筑紫の五節との恋を振り返り贈歌する光源氏の姿と、いまだに光源氏への愛を捨て切れていない、やや恨みを含んだような筑紫の五節の返歌の織りなす取り返しのつかない恋模様が、夕霧・惟光女の関わりに被さってくる微妙な物語展開からも考えられるのである。

光源氏と筑紫の五節の間に、「須磨」巻で光源氏流謫時に、父・大宰大貳との上京途次の五節が光源氏へ贈歌したり、「明石」巻で京に召還された光源氏へやはり歌を送ったりし、それぞれ光源氏が返歌するといったやり取りがなされている。さらに「濡標」巻で、光源氏は花散里を訪れた折に筑紫の五節に思いが及ぶ。

かやうのついでにも、かの五節を思し忘れず、また見てしがなと心にかけたまへれど、いと難きことにて、え紛れたまはず。

(澤標二九九頁)

内大臣となり実質的な最高権力者となった光源氏には、会いたいという思いはありながら、五節風情の女と人目を忍んで会うようなゆとりはなかった。どの例から、もう光源氏と筑紫の五節が縊りを戻す可能性はほとんどないことが知られるのである。一度は逢瀬を持ち心惹かれ、いまだに光源氏を忘れられない五節だが、幸せになる道はほぼ閉ざされていた。光源氏は、思い通り育て上げたい子ができれば、その世話役として筑紫の五節なども新邸に住まわせたい、という気持を持っていた(澤標二九九)。しかし、結局、花散里は玉鬘の世話役となったものの、五節が迎えられることは決してなかった。「少女」巻の五節儀はそのような物語の発展性は、既に閉じられた後なのである。薄幸な筑紫の五節への成らなかった光源氏の厚遇の肩代わりとして、夕霧の惟光女・五節舞姫への懸想の物語展開はあったと言える。

△注▽

- 一 森一郎他編『源氏物語の展望』第四輯(二〇〇八年九月 三弥井書店)
- 二 三上啓子「五節舞姫献上者たち―枕草子・源氏物語の背景―」(『国語国文』七〇巻六号 二〇〇一年六月)
- 三 日本思想大系『古代政治社会思想』(一九七九年 岩波書店)
- 四 門澤功成「『源氏物語』少女巻の五節舞姫―光源氏・夕霧の対照性と和歌の働き―」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四十八輯第三分冊 二〇〇三年二月)
- 五 塚原明弘「『少女』巻の五節―夕霧のかいま見をめぐる―」『源氏物語と古代世界』一九九七年 新典社、同「光源氏の摂政辞退と夕霧の大学入学―『澤標』巻の政治的背景―」(『源氏物語の鑑賞と基礎知識』少女 二〇〇三年三月 至文堂)